

アセットオーナー・プリンシプル

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

- ✓ 令和6年8月28日に、「アセットオーナー・プリンシプル」（アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則）が策定・公表されました。
https://www.cas.go.jp/jp/houdou/20240828_asset_owner_principles.html
- ✓ 本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、本プリンシプルの受入状況を可視化するため、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することが期待されています。
- ✓ 政府においては、本プリンシプルの受入状況を、当面の間、月1回程度更新することを予定しています。初回については、本年12月末までに受入れ表明をしたアセットオーナーについて、来年1月初めに公表する予定とされています。

■ アセットオーナー・プリンシプルとは

「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則」のことで、資本市場の高度化・活性化を通じ企業の成長や家計の金融資産所得増加につながる資金循環の実現を目指す「資産運用立国」の理念に基づいて策定されました。アセットオーナーは、インベストメントチェーンの中で、直接的又は間接的に、金融資本市場を通じて企業・経済の成長の果実を受益者等にもたらす重要な役割を担っています。すなわち、アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を追求する観点から、運用する目的や財政状況等に基づいた目標を定め、その目的・目標を達成するために投資先企業や委託先金融機関を厳しい眼で見極めることで、受益者等に利益をもたらすとともに、その行動が結果として、投資先企業の中長期的な成長・企業価値向上や委託先金融機関の健全な競争による運用力向上にもつながっていくことなどが期待されています。

また、アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めることとしています。

■ プリンシプルベース

アセットオーナーの範囲は幅広く、課題もそれぞれである点を踏まえ、本プリンシプルは、アセットオーナーが取るべき行動について詳細に規定する細則主義（いわゆる「ルールベース・アプローチ」）ではなく、アセットオーナーがそれぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすことができるよう、アセットオーナー共通の原則を定め、それに対して受入れを求める、原則主義（いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」）を採用しています。

■ コンプライ・オア・エクスプレイン

本プリンシプルは、法令とは異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではありません。各アセットオーナーは、本プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分に検討した上で、その趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待されています。

また、本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、本プリンシプルでは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用しています。本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーにおいては、本プリンシプルの各原則を実施（コンプライ）するか、原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部の原則を実施しないことも想定されています。

■ 本プリンシプルベースの原則

アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくために、有用と考えられる5つの原則が定められています【図表1】。それぞれの原則には、より詳細な補充原則も追記されています。

【図表1】アセットオーナー・プリンシプルの原則

- 原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
- 原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
- 原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
- 原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。
- 原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

■ 受入れと公表

本プリンシプルの受入状況を可視化するため、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することが期待されています。一方、政府においては、本プリンシプルの受入状況を一覧性のある形で整理・公表することを発表しています。当面の間、当該公表リストを月1回程度更新することとし、初回については、本年12月末までに受入れ表明をしたアセットオーナーについてリストを取りまとめ、来年1月初めに公表する予定とされています。

また、アセットオーナーの規模や運用資金の性格を踏まえつつ、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、例えば、自身のウェブサイトなど一般に見える形で、以下を公表することが期待されています。

- ・本プリンシプルを受け入れる旨
- ・実施（コンプライ）する各原則の実施状況
- ・実施しない原則がある場合にはその原則を実施しない理由（エクスプレイン）

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2024年9月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕

東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1

電話 (03)6664-8650 (年金事業室)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>